



福祉医療に関するお知らせ

◎子ども医療費助成制度が始まります

この制度は、子育て支援充実のため、新たに小学1～3年生の児童を対象に、保険適用医療費の自己負担分のうち1割を助成するものです。対象者には、受給者証を交付します。受診時に、健康保険証と一緒に医療機関(病院、薬局など)の窓口へ提示してください。

◎**所得要件** 対象児童の父母の平成26

年度市民税所得割(税額控除前)合計額が136,700円以下

◎**対象医療費** 8月1日以降受診分

◎**持参するもの** 児童の健康保険証, 印判

◎**申請期限** 7月31日(木)

◎**申請場所** こども福祉課, 仮設山陽総合事務所, 南支所, 埴生支所, 公園通出張所

◎**問い合わせ先** こども福祉課

◎福祉医療費受給者証の更新についてお知らせします

■ひとり親家庭医療費助成制度

市民税所得割非課税の世帯で、18歳未満の児童がいるひとり親家庭の母または父、および児童が対象です。現在受給者証を持っている人は、7月31日までに更新手続きをしてください。

※現在、所得要件に該当せず対象となっていない人や未申請の人は、**8月1日から**対象となる場合があります。

◎**持参するもの** 更新申請書, 福祉医療費受給者証, 健康保険証, 印判

◎**申請場所**

こども福祉課, 仮設山陽総合事務所, 南支所, 埴生支所, 公園通出張所

◎**問い合わせ先** こども福祉課

■乳幼児医療費助成制度

現在、乳幼児医療費受給者証を持っている人で、乳幼児の父母の平成26年度市民税所得割(税額控除前)合計額が136,700円以下であることが確認できる人については、新しい受給者証を郵送しますので、更新手続きは必要ありません。ただし、健康保険証に変更があった場合は届出が必要です。

なお、所得要件に該当しなかった人には、非該当通知を送付します。

※現在、所得要件に該当せず対象となっていない人や未申請の人は、**8月1日から**対象となる場合があります。

◎**問い合わせ先** こども福祉課

■重度心身障害者医療費助成制度

受給者証の有効期限は、6月30日です。7月1日以降も制度の対象となる人には申請書を郵送しますので、6月30日までに更新手続きをしてください。ただし、「後期高齢者医療適用」と記載された受給者証を持っている人で、引き続き対象となることが確認できる人については、新しい受給者証を郵送しますので、更新手続きは必要ありません。※現在、所得要件に該当せず対象となっていない人や未申請の人は、**7月1日から**対象となる場合があります。

◎**持参するもの** 更新申請書, 障がいの程度を証明するもの(障害者手帳等), 健康保険証, 印判

◎**申請場所**

●小野田地区にお住まいの人

高齢障害課

●厚狭・出合・厚陽地区にお住まいの人

仮設山陽総合事務所

●埴生・津布田地区にお住まいの人

埴生支所

◎**問い合わせ先** 高齢障害課



◎問い合わせ・申込先

高齢障害課 (☎82・1170)

こども福祉課 (☎82・1175)